

2026年4月1日

次世代育成支援対策法および女性活躍推進法に基づく 「一般事業主行動計画」の策定について

次世代育成支援対策法および女性活躍推進法に基づき、当社は新たな「一般事業主行動計画」を策定しましたのでお知らせいたします。

これまで、短時間勤務の導入や年次有給休暇の取得奨励等に努めておりますが、今回の「一般事業主行動計画」の策定を契機に更なる推進に向けて取り組んでまいります。

1. 計画期間 2026年4月1日から2029年3月31日までの3年間
2. 内容

目標 1 年次有給休暇取得率90%以上の定着（次世代育成支援対策法）

【期日】 2029年3月末まで

【対策】 定期的に有給休暇取得率の掲示およびフォローを行う

目標 2 所定外労働時間の現状比5%削減（次世代育成支援対策法）

【期日】 2029年3月末まで

【対策】 定期的に所定外労働時間の掲示およびフォローを行う

目標 3 男女ともに育児休暇取得率100%を維持（次世代育成支援対策法）

【期日】 2029年3月末まで

【対策】 子育て支援ガイドブックを社内イントラネットで掲示

対象者に育児休業制度の周知徹底を行う

目標 4 新卒採用における女性比率30%以上（女性活躍推進法）

【期日】 2029年3月末まで

【対策】 採用選考過程において女性応募者と女性社員との対話の機会を設ける

採用ホームページに女性社員の活躍記事を掲載する

（お問い合わせ先）

総管理部 TEL:03-5275-2920

以 上